

集中監視月間(10月・11月)におけるトラック・物流Gメンの活動

■ トラック・物流Gメンとは

- ✓ トラック・物流Gメンは、物流2024年問題の解決を目指すため2023年7月に国土交通省が創設した調査・指導部隊
- ✓ 様々な手法による情報収集や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者等に対する是正指導を実施
- ✓ 2024年11月より、倉庫業者を情報収集対象に追加
- ✓ 各都道府県トラック協会のGメン調査員とともに、総勢360名規模で活動

是正指導の実施件数（集中監視月間）

- 勧告 : 1件（荷主1）
- 要請 : 7件（荷主6、元請1）
- 働きかけ : 363件（荷主249、元請78、その他36）
⇒ **計371件**の法的措置を実施



主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (39%)
- 契約にない附帯業務 (29%)
- 運賃・料金の不当な据置き (15%)
- 無理な運送依頼 (6%)
- 異常気象時の運送依頼 (6%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)

Gメン調査員からの情報提供

- 集中監視月間中、運輸支局へ**計50件**の報告

荷主パトロール訪問件数

- 公正取引委員会との合同実施を含め、**計1,473件**

■ 集中監視の実施 (2025.10~11)

- ✓ 本年8月に実施した「違反原因行為の実態調査」等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対する監視を強化。
- ✓ また、荷主、元請事業者等に対し、長時間荷待ちの解消等に荷主が配慮することの重要性について理解を得るための周知・協力要請等の荷主パトロール等をGメン調査員等の関係機関と連携し実施。

■ 倉庫業者からの情報収集

- ✓ 全国の倉庫業者へ倉庫業者に対する寄託者の振る舞いに係る調査を実施し、当該調査結果をトラック・物流Gメンに情報を共有。

■ 公正取引委員会との連携

- ✓ 来年1月から取適法が施行されることを契機とし、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から全国規模で公正取引委員会と連携した周知啓発活動を実施。
10月28日、29日の2日間において、全国のトラック・物流Gメンが荷主の本社や着荷主の多い東京に集結し、公正取引委員会やGメン調査員（トラック協会）と合同で大規模荷主パトロールを実施し、120社の荷主へ周知啓発活動を実施。

集中監視月間に全国で実施した主な周知啓発活動

各地方運輸局と公正取引委員会地方事務所との合同荷主パトロール



大規模荷主パトロールin東京「出発式」



違反原因行為をしている疑いのある
荷主等へ訪問しヒアリングを実施

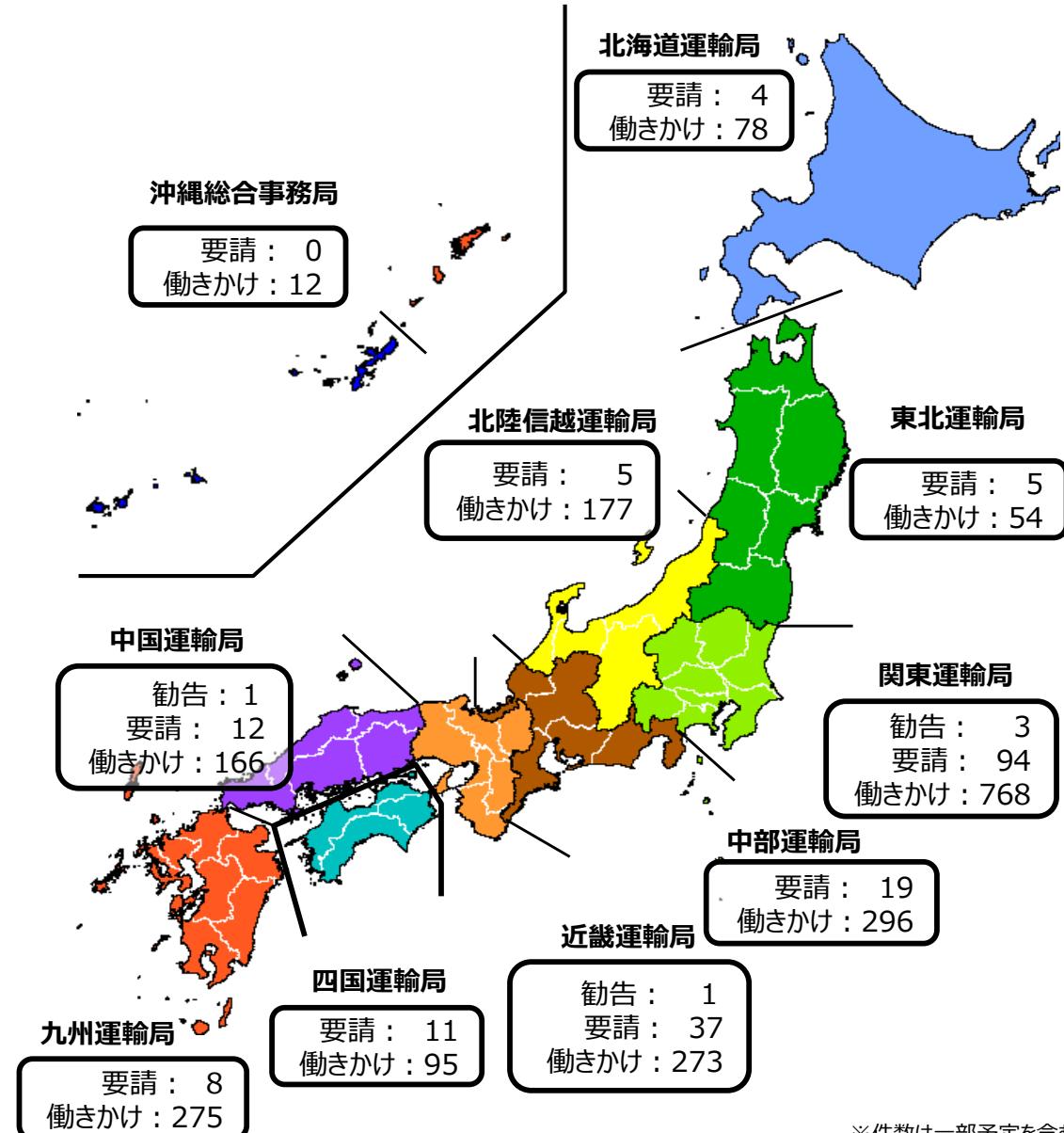
SA・PAでトラックドライバーに
対する聞き取り

改正トラック法やGメン活動を
紹介する説明会の開催



トラック・物流Gメンの累計実績(令和7年11月末時点)

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7～R7.11



働きかけ等の累計実施件数 (R1.7～R7.11) *

- 勧告 : 5件 (荷主3、元請1、その他1)
- 要請 : 195件 (荷主106、元請83、その他6)
- 働きかけ : 2,194件

(荷主1,540、元請554、その他100)

⇒ 計2,394件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (47%)
- 契約にない附帯業務 (21%)
- 運賃・料金の不当な据置き (16%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)
- 異常気象時の運送依頼 (4%)